

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年9月20日（木）午前9時57分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 松枝 正浩 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	有馬 博明 君	市民課長	佐多 一郎 君
市民活動推進課長	山下 広行 君	市民課主幹	徳永 浩之 君
市民活動推進課市民環境政策グループ長	住吉 一郎 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の調査案件は次のとおりである。

(1) 人権条例の制定について

(2) 霧島市交通災害共済事業について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時57分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、所管事務調査として、人権条例の制定について及び霧島市交通災害共済事業についての2件について調査を行います。

△ 人権条例の制定について

○委員長（松元 深君）

まず、人権条例の制定について、調査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有馬博明君）

本日は、所管事務調査として、人権条例につきまして取り上げていただきましたので、本市における人権啓発事業の取組や他市町の人権条例の制定状況等について、御説明させていただきます。

詳細につきましては、市民課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○市民課長（佐多一郎君）

まず、資料の1ページをお開きください。県内市町村における人権条例・人権教育啓発基本計画の制定状況です。人権条例は、平成17年3月にさつま町、平成20年11月に伊佐市、平成24年3月に湧水町、この3市町が制定しています。さつま町は、旧宮之城町が平成13年6月に、伊佐市は、旧菱刈町が平成14年3月に、旧大口市が平成15年に人権条例を制定した経緯があります。基本計画については、平成12年に制定された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条における地方公共団体の責務を踏まえ、これまで県内の43市町村のうち36市町が、人権教育・啓発基本計画を策定

しています。3市町の人権条例の内容については、資料の2ページから4ページに添付しております。条例の目的、責務、施策、啓発活動の充実、推進体制の充実などについての項目などからなっています。次に、資料の5ページをお開きください。平成29年7月に県内19市を対象に実施した調査です。17市が制定の予定はないとの回答で、うち13市は基本計画に基づき人権啓発の取組が行なわれていることが策定しない主な理由でした。なお、本市におきましても、平成20年3月に人権教育・啓発基本計画を策定し、学校、地域社会、家庭、事業所などあらゆる場を通じて、研修やイベントなど多くの人権啓発推進のための様々な取組を継続して行っているところです。詳しくは、資料の6ページから7ページを御覧ください。続きまして、資料の8ページをお開きください。過去12年間に開催した「じんけんフェスタ」の開催実績です。過去5年を例にとりますと、平成26年度が「ハンセン病問題」、平成27年度が「インターネットによる人権侵害問題」、平成28年度が「子どもの人権問題」、平成29年度が「同和問題」、そして今年度が「障がいのある人の人権問題」を重点項目に掲げ、様々な人権について市民に関心を持っていただくため、毎年開催しています。最後に、資料の9ページから10ページをお開きください。まず、9ページの部落差別解消の推進に関する法律の第6条を御覧ください。「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と定められています。10ページには、部落解放同盟が出版している解放新聞7月16日号の記事を掲載しましたので御覧ください。人権教育啓発推進センターに設置された有識者会議が、今年3月に部落差別解消推進法第6条の実態調査についての報告書を国に答申し、法務省では、現在、この答申を踏まえて、具体的な調査の手法、内容について検討しているとのことです。このようなことから、人権条例の制定につきましては、県内市町村の動向や今後、国が行う実態調査の結果等も踏まえ、同和問題を含めた様々な人権問題について、総合的な視点で検討したいと考えております。以上で、人権条例関係についての市民環境部の説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

5ページの資料を見たときに、霧島市は検討中と書いてあります。これは、いつから検討をされているのか。

○市民環境部長（有馬博明君）

人権条例の制定につきましては、これまで議会の一般質問の中でも複数の議員の方から御指摘も頂いております。霧島市としては、先ほど担当課長が申し上げましたとおりに、資料の9ページになりますけれども、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律というのが制定されまして、それ以前から当然、一般質問等で御指摘を受けておりましたので県内の様々な人権条例の制定状況、その後についての情報収集を行っております。その時点からすでに検討は始めているということでございますので、最初の一般質問は平成18年か平成19年頃いただいていると思いますけれども、そういった頃から常に県内の情報収集等も含めて常に検討を続けている状況です。情報収集の段階から具体的に条例化に向けて検討を始めたのは、部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年に制定がされまして、その中で先ほど課長が申しました第6条の中で、国のほうで地方公共団体と一緒に実態調査を行うということでございますので、その実態調査は市民の皆様、県民、国民の皆様の人権に対する様々な考え方、現状、そういったものを踏まえて総合的に、それを受けての条例を制定する必要があるというふうに認識を新たにしたというような状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

今検討をされているということは理解しますが、検討するということは1年に何回か会合をもって、重大だと思えばそういう検討していかれると思うんですけど、平成28年度からと言われたような気がしましたが、年に何回、こういう検討会をされているのか。

○市民環境部長（有馬博明君）

条例制定に向けての検討会議というようなものは設けておりませんが、先ほども申しましたとおり、人権フェスタでありますとか、本市と致しましては様々な人権に対する計画に基づいての具体的な行動計画を持っております。議員の皆様からの御発案で進めました北朝鮮の拉致問題の関係の会議等も毎年定期的に持っておりますので、そういった全庁的な協議の中で条例制定に向けた必要性について当然協議をするような場もあるわけでございますけれども具体的に条例制定に向けた委員会なり、部長会とかといったものは設けてはおりませんが、担当課を中心にしながら熱心に情報収集しながら検討もしているところです。それと併せまして部落解放同盟の皆様方から定期的に市長のほうへの要望の機会も一年に1回ほどはございます。それともう一つは、人権の啓発をさらに進めるために具体的に市民の皆様方と、これは部落解放同盟の皆様方ではなくて、様々な差別の解消に向けて取り組んでいらっしゃる市民の皆様方とのまちづくり会議というのは、定期的に設けておりますので、そういった中でもこういった御要望も受けながら市の考えもお示しながら、全国や県内の様々な情報を収集しながら協議の場を設けているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

8ページに行われた人権関係の行事が書いてあるわけですが、多いところ1,000人ぐらいというのは霧島市民会館、あと多いところで500人ぐらい少ないところで250人とか230人になっているんですが、これは大体同じような方たちが多く出席されるということではないかなと思うんですけど、一般の市民というのは、ほとんど知らない中で参加される方は同じような方が、どこの会場にも移動されているというふうに私は思うんですけど、そこら辺はどのように受け止めていらっしゃるんですか。

○市民課長（佐多一郎君）

会場がそれぞれ変わってくるのは、やはり地域の方々に来ていただきたいという思いがありまして、場所を変えて行っております。広報活動につきましては、広報誌及びFMきりしまとか様々なメディアを通じて広報等をしておりますので、市民の方に広く広めるような対応を取っているところでございます。

○市民環境部長（有馬博明君）

追加ですが、この場所を見ていただければ分かりますように、例えば250人が少ないのではなくて、霧島公民館だと250人がキャパとして限界だということでございます。人権フェスタが始まって、最初の一巡りは市内全域の皆様方にこの人権の大事さを知っていただきたいという思いも込めて、各地域持ち回りでやってきた経過もございます。ここ2回ぐらいは、中心のほうでやっておりますけれども、参加者の皆様方については、課長が申しましたように広く市民の皆様に参加もいただきながらということもやっておりますが、学校のほうの御協力もいただきましてPTAの皆様方の年間研修計画の中にも入れていただいておりますので、毎年いろんなPTAの方々がある研修を選択しながら、あるいは交代しながら役割を持ちながら御参加いただいておりますので、広くいろんな方々に御参加いただいているというような認識もっております。

○委員（下深迫孝二君）

議員と語り合いの中で、同和の関係の方々とか確か3回だったと思いますけれども、意見交換をしているわけですよ。そういったときに、あの方たちがおっしゃることは本当に差別があるんだと、そしてインターネット等の使っているような誹謗中傷されて、結婚とかいろんなことに問題があるということもおっしゃってました。ですからこの条例を制定するとなれば、この同和だけの問題じゃなくて、これは当然、障がい者の方だとか、いろんな人種差別だとかあるわけです。それをひっくるめた形で条例をつくっても何もお金が掛かるわけでもなんでもない、条例の中に入れ込むというだけでその人たちも救われるということであれば、やっぱりほかの市町村に先駆けて私はやるべきじゃないかなと、そういう人たちがいらっしゃるということは現実なんです。我々議員も職員の皆さんも市民の幸せを願って仕事をしているわけですよ。市民の代表ということで、そういっ

た中で検討していますよと、だけでもほかが全然動いていないから霧島市も動いていませんというようにしか受け取れない、今日までの流れをずっと見てきているとね。ですからもっと真剣に差別を受けている人たちの立場に立って、今言ったように同和問題だけじゃないんです。いろんな方たちが差別を受けたり、学校でいじめに遭ったりとかがあるので、そこらは真剣に一つ検討していただく必要があるのかなというふうに私は思っているんですけども、最後にどのようにお考えですか。

○市民環境部長（有馬博明君）

御指摘のとおりでございます。まず、その件につきましては、以前、議会でも御答弁させていただいております。それから関係する方々が市長に面談されたときに市長も申されておりますけれども基本的には霧島市としては、平成20年にほかに先駆けてと言ってもいいくらいの人権の基本計画をつくって、それに議員の皆様とも一緒になって様々な取組、特に人件フェスタも含めても既にやっております。現在この資料の3ページ4ページに他市の条例を出してありますけど、この条例を制定したとしてもここに書いてある、長は何をする町民は何をする。霧島市で言いますと市民の責務、あるいは市の施策は何をする。あるいはそういった教育及び啓発活動の充実はどうする。推進体制はどうする。協議会等とはどうするという条例でございます。これにつきましては、先ほど申しました計画の中で、この条例と同様なことは十分にさせていただいているというふうな認識は当然でございます。もう一つは、今委員から御指摘もありましたようにインターネットの書き込みでありますとか、また新たなそういった人権の侵害の動きも起こっていることも事実でございます。そういうこともあって、国のほうは先ほどから申しておりますように法律を制定したという流れになっておりますので、その法律ができた以上私どもも当然、重視しながら進めていかなければなりませんので、その中で先ほどから繰り返し申しておりますけれども国が自治体と一緒にあって、国民に対してアンケートをするということでございますので、当然、そのアンケート結果を踏まえて、それを生かした形での条例案にしたいというのが、私どもの思いでございます。何もしていないということではなくて、計画に基づいて様々な施策を一生懸命やらさせていただいておりますし、条例もつくらないと言っているわけではなくて、どうせつくるなら国民の皆様やら市民の皆様の意見を反映したものを十分にしながら検討を進めていきたいなというような思いでございます。肌の色でありますとか、性別でありますとか、生まれた場所でありますとか、あるいはそういった国でありますとか、そういったことで人権の侵害があってはいけない、そのことを強く思っておりますし、そういったことは絶対許されるものではないと思っております。そういった思いも込めまして計画を一つ一つ進めております。そういったことを含めたことが大きな2点と、それからもう一つは前回の議会での人権条例の一般質問を頂いた最後の下りの中で御質問いただいた議員方から議員提案という方法もありますと、私どもも勉強してまいりますというようなくだりもございましたので、当然私どもも一生懸命、情報収集しながら他市の状況を見ながらあるいは先ほど申しましたアンケートについても実施をして、結果も見ながら反映してまいりたいと思っておりますけれども、そういったところにもこちらもまた十分に配慮もしながら考えていかなければならないのかなということも考えているのも事実でございます。

○副委員長（宮内 博君）

基本的な考え方については、今部長のほうでおっしゃられたとおりだと思います。ぜひそうであってほしいと思っておりますけど、憲法上も第13条であるとか第14条、第19条にしっかりと明記をされていることでもありますので、それを踏まえた上でのものでなければならないというのは、それは議論するほどもない話だろうと基本的なことだろうと思うんですよね。それで私が懸念することが幾つかあるんですけど、まず、一つお尋ねしたいのは、この前の語るかいのときに部落解放同盟の方たちが、今検討しているという条例案を示していただきました。執行部のほうは手に入れていますか。

○市民課主幹（徳永浩之君）

その条例案については、こちらのほうで持っております。

○副委員長（宮内 博君）

それは、平成29年1月31日に提出をした分ですか。平成29年1月31日に素案として検討した内容の、我々が持っているものと同じものですかね。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時19分」

「再開 午前10時20分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民課主幹（徳永浩之君）

バージョン6の条例案を入手しております。

○副委員長（宮内 博君）

私は、バージョン2のほうで参考にさせていただいたんですけど、ただ、内容的には大きな変更というのがどこにあるのか精査できていませんが、いずれにしても、そのまず書き出しの部分ですよ。この条例は第10条までありますけど、この書き出しの部分で部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすためというような形で全て冠として、これが述べられているようなことになっているわけですよ。先ほど部長のほうから当然、部落差別も含めて、LGBTであるとか、あるいは障がい者差別であるとか、女性差別であるとか、そういうあらゆる差別について、しっかりと網羅できる形でというふうにお話になりましたけど、彼らが求めているというのは、あらゆる差別ということは、後段のほうにありまして、前段のほうでは、部落差別をはじめとするというのは、必ず付いてくるということになっているわけですよ。私は、この前市民団体の方たちともお話をされたときに、非常に違和感があるということを率直に申し上げました。それで、そのことが反発をかったわけです。そのことは、執行部のほうは、部落解放同盟の方たちと何回か意見交換をしているということですけど、どんなふうにお話をされていますか。

○市民課長（佐多一郎君）

資料の2ページから4ページにありますとおり、ほかの3市町がつくられている条例を見ますと、全体の差別について掲げております。部落差別に特化したようなものをつくるとしても難しいのではないかというようなお話をしたところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

私もそうだろうと思うんですよね。それで運動団体としては、最重要課題だということで、そういうものなのかなと思いますけど、そこはやっぱり憲法できちんと明記された立場を踏まえてやるというようなものではなければ、憲法を超えるような条例というのはつくることはできない、無効とされるわけですので、そこのところは当然に考えていらっしゃるのかなというふうに思いますので、そこはしっかり堅持していただきたいというふうに思います。それかもう一つ、第6条の関係ではないんですけども法律の第3条第2項の部分です。地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、云々となっています。先ほどその財政的な措置は伴わないんだというようなお話もありましたけれども、私この一文が非常に気になるんです。それでお尋ねしたいんですけど、2002年に同和对策特別措置法は廃止をされているんです。それまでの施策というのが30年間ぐらいは続けられたわけですけど、本当にある部分では市民の理解を得られましたけれども、ある部分では逆に差別を助長するのではないかというようなことで行われた施策というのが幾つもあるんです。それで今でも霧島市の予算の中に私の指摘をしている部分というのがあるんですけど、それでそういったものが、今度の条例をつくることによって復活するのではないかという懸念を持っているんですけども、その辺はどうなんですか。

○市民課長（佐多一郎君）

今、議員がおっしゃられたものについては、市のほうでは考えておりません。やはり、条例をつくらせしめても、理念条例の範囲内で上位法を超えない範囲内で作成したいというふうに考えておりますので、そのような復活をするというようなことは、特に考えておりません。

○副委員長（宮内 博君）

考えていないということじゃなくて、復活するようなことはあってはならないというような立場なのかどうかということの確認ですよ。

○市民課長（佐多一郎君）

今委員が申し上げたとおり、復活する考えは今ところ思っておりません。

○副委員長（宮内 博君）

もう一つ部落解放同盟の方たちから繰り返し、申し入れを受け入れるということですけど、そういう国や県や、当時の隼人町などが、本当に多額の財政的な投資を社会資本整備のために行ってきました。同時に差別事案に対して、糾弾活動ということも行われてきたんですよ。そのことによって部落問題というのは、非常に怖いものというような印象を市民に与えたというのは、これは間違いないというふうに思います。それで一つ確認したいのは、部落解放同盟の綱領の部分です。この綱領の部分に糾弾というのを正当化する、そういう綱領が今もしっかり明記をされている部分というのがあって、そここのところは執行部としては、どのように捉えていますか。

○市民課主幹（徳永浩之君）

部落開放同盟の綱領中に、確かに糾弾という文字が出てきております。ただ、実際、部落差別を受けていらっしゃる方もいらっしゃるわけで、そういった差別は許さないんだという部落解放同盟の考えも一方であるということで、部落差別だけではなくて、人種差別だとか、障害のある方の差別とか様々な差別をなくしていくという全体的な活動については、そういう差別をなくす、人権を守るという活動をされていることも確かではあります。ですので、一概にそういった言葉だけを取り上げて活動を否定するということはできないものと思います。

○市民課長（佐多一郎君）

この中には糾弾というふうに書いてございますけれども、市としましては、人権を守るということで啓発の方の推進を進めていくという方向性で考えを進めているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

糾弾というのは、不正とか失敗とかが起きたときに相手をとがめることですよね。そのことによって過去には大きな事件もありました。それで、綱領そのものは今後の部落解放運動の基本課題の第1のところをそれを書いてあるんですよ。何て書いてあるかという「狭山差別裁判などの部落差別事件や差別実態に対する糾弾の取組を堅持し、糾弾の社会的正当性の確保と定着を図ること」と。ものすごく厳しい表現ですよ。だから今、徳永主幹のほうからありましたけれども、あらゆる差別をなくしていこうという取組を市としてやろうとしているわけですよ。そういう中で、様々な誤解とか偏見とかをお持ちの方もいらっしゃるでしょう。そしてそれ故に、相手方から差別だというふうに捉えられる事象も起こりうるでしょう。そういう時に糾弾ということをやってしまったら自由にももの言うことはできないという環境下に置かれるということになってしまう。私は自由にもものを言って、その人が発言したことが間違いであれば間違いであるということをしつかりの教育するという環境というのが保障されなければ、このようなことで糾弾が正当化されるようなことになってしまうと逆効果だろうと思いますけれど、部長どうですか。

○市民環境部長（有馬博明君）

この人権条例の制定を市あるいは議員提案に基づいて条例化するという流れと、それを要望されている様々な団体、市民の皆様方の様々な御意見というものは、全てお聴きしながらそれを取り組むというわけではございませんので、いろいろな団体の皆様、御意見、アンケートの結果、そのことはもっと一番基本となる市民の皆様方ののびきならない現状の人権侵害に対する思いでありますから、そこはきちっと受け止めながら、ただ条例化するというものは、先ほど委員から御指摘ありましたように、例えば糾弾というような文字が条例の中に出てくるということはまずあり得ませんし、私どもも考えなければいけないことは、その糾弾という前の段階での人権侵害に対する相談体制の充実であったり、そもそもそういったことがないように啓発をしていくとか、そういうことを、平成20年に作りました計画に基づいて一生懸命やらせていただきましたけれども、今

回、御提案いただいている条例制定、あるいは国の推進に関する法律の制定に基づく条例制定だったりアンケート調査だったりすることが、更に人権侵害を少しでも減らしていく手法になるとするならば、それは十分検討をしていかなければならないだろうと考えております。ただ、他市町の動向等も十分に踏まえなければなりませんし、いろいろな御意見がこの条例制定についてはありますことも私どもは認識いたしておりますので、これからも先ほど申しました人権のまちづくり会議でありますとかアンケート結果でありますとか、様々な御意見を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと思います。

○市民課主幹（徳永浩之君）

宮内委員が言われました綱領なんですけれども、糾弾という文字は私どもが持っている資料は、「部落解放運動は、部落差別の不当性を糾弾し、排除なき社会参加をかちとり、差別・被差別の関係を克服していく社会連帯を実現する運動である」と。その一文だけだと思うんですけれども、いつ時点のものかと確認したいんですけれど。

○副委員長（宮内 博君）

これはホームページ上で公開されているものから引用したんですけれど、2011年3月4日、第68回の全国大会で制定された綱領ということになっています。

○市民課主幹（徳永浩之君）

私どもが持っているものも2011年で改正された綱領です。

○委員長（松元 深君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時38分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（阿多己清君）

2016年、平成28年に関係の法律が制定されているわけなんですけれども、それを受けて先ほど話題になりましたバージョン6の、頭の部分に「部落差別をはじめとする」という文言が入っている条例案を示していただいて、私どもも頂いているところであります。今日資料で頂いた5ページには、予定としてはなしという自治体はかなり多い中で、そういう基本計画があるので条例を制定する必要性がないというような自治体があるんですが、これは2016年の法律ができる前の気持ちだったのかなと思うんですけれども、ここらが分かればお気持ちをお聴かせください。

○市民課長（佐多一郎君）

この調査につきましては、法律が制定された後に確認して、基本計画の中で人権の啓発については、各市町村は行っているということで、条例がなくても特に問題はないという回答が多かったということでございます。

○委員（阿多己清君）

であれば、霧島市もこの気持ちが少しあるのではないのかなという思いもするんですけれど、そこらは部長どうですか。確かに先ほど説明もありましたけれども、国がそういう調査もやるよと。その結果を受けて考えたいということで検討中に入っているんですけれども、お気持ちはいかがなんでしょうか。

○市民環境部長（有馬博明君）

人権侵害はなくなるに越したことはございませんし、私どもも計画をつくっておりますからそれを一生懸命推進してまいりたいと思います。先ほど申しましたように、条例制定がそれを後押しし、更に深めていくことになるのであれば、有効な手立てだという認識は当然持っております。ただ、他市町の状況をみとときに、計画の中身と条例の中身がほぼ一緒に、条例が制定されてもやることは変わらないし、市民の皆様へも変わらないという自治体が多いのも実態でございまして、この法

律ができる前までは霧島市としてもそのスタンスであったかと思います。ただ、平成29年の一般質問の中でこの法律ができて、その第6条の中で意識調査をするという国の方針が示された以上、それを踏まえての条例制定に向けた動きをしていく方針については、そのときも、その後の庁内での協議の場でも、市としての基本的なスタンスというのは持っているところでございます。当然、今後アンケートの結果や市民意識調査の結果を踏まえて、他市町の動向もそのうちあろうかと思えますので、そういった情報収集もしながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午前10時44分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。この人権条例の制定について、この委員会としてどのような対応を取って行けばよいのか、意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

先ほど部長も答弁をされましたけれども、国の動きとか、各市、町も含むんでしようけれども、各自治体のそういう動き等を掴みながら、今後検討していくと、条例化は全くしないという意思はなかったようで、前向きな方向だろうなという思いはしております。今回、人権団体等からそういう語ろかいということを受けて取り組んだものでありますけれども、ちょっと複雑な気持ちで、現時点ではいるところです。ただ、私もその部落差別だけではないものが、かなり多いんだろうなと思うんですけれども、法律が法律だけにこういう冠が付くと、バージョン6の条例案で出ていますけれども、執行部がどういう形での、条例化をする場合はどういう冠になるのかなという思いはありますけれども、委員会としては、現時点の皆さんの意思を確認して、まとめるぐらいのかなという、制定に向けて委員会としては取り組むのは、ちょっと早々かなという思いは持っているところであります。

○副委員長（宮内 博君）

全ての差別、そういうものを対象にした人権を守るための施策というのは、既に資料にもありますように、霧島市も平成20年に人権教育啓発基本計画というものをつくっております。それに基づいて今ずっと事業を実施しているということがあるんです。それで、今回の市民団体からの提起を受けて、執行部のほうも去年の7月に調査をしたということですが、私、鹿屋市のほうで制定しない理由として述べている、これが実際、霧島市でも実施をされているというようなことではないのかなというふうに思うので、改めて条例をつくるという必要性については、私は否定的なんですよね。どうしても先ほども申し上げましたように、以前の問題が私の中に深く存在しております。そういったいわゆる地域を限定した事業の復活とかにつながっていく可能性もないではないなというふうに思っていて、そのときに一番言われたのが、この行政の主体性が欠如していたということだったんですよね。ですから、そういう懸念が拭えないこともありますので、現在では鹿屋市が取っているような施策で十分ではないかということをおし上げておきたいと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

私は、今の意見とちょっと違うんですが、ほかのつくる予定がないというところは、特に市民団体からの要望がないということがここにきちっと書いてありますよね。霧島市では市民団体からも、この同和の1団体だけに限らずこれは出ているわけですよ。それをしたときに、宮内委員は、この同和の方たちにアレルギーがあるのかなと話を聞いていて、私個人的には思っているんですが、やはり、同和であれ、障がい者の方であれ、いじめがあったりするというのは、事実なわけですから、やはり議員提案で、賛成の方だけでも出してもいいなと思っています。条例化して団体の方には申

し上げましたけれども、これをつくったからっていじめがなくなるとか、そういう誹謗中傷がなくなるとかということではないと思いますよと言いましたが、それでもいいんだと、やっぱりそれが一つの言うならば、条例をつくっていただくことで安心感があるんだというようなことも言われたと、いうこともあるわけですね。ですから、私は議員提案で我々としては出せるわけですから、委員会を出せなければ、賛同される方だけでも出してもいいのかなと、それが市民の、逆に言えば、付託に応えることになるんじゃないのかなという気はいたしております。

○副委員長（宮内 博君）

私にアレルギーがあるというのかもしれないということではありますが、やっぱり委員会としても同和問題というのがどこから発せられたのかと、なぜこういう問題が今でも残っているのかっていうところの部分というのを、もう少し歴史的な背景も含めて、学習をする必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。同時に、その結果、私先ほど申し上げましたけれども、昭和で言うところの50年代、60年代の前半ぐらいまでに、どういう施策が行なわれたのかということについても、もっと我々は知らなきゃいけないというふうに思うんです。私は、昭和58年から議員をやっておりますので、そのときにどれほどこの問題について議論をしたのかという背景がありますので、団体の方がおっしゃっているときにも、私は、身体でそのことを感じているというふうに言いましたけれども、それは財政的な問題でも、あるいは施策の問題でも、かなり逆に差別を拡大しているんじゃないかという、そういう事業が行われたことも事実であるわけです。だからそういったことも、もう少し共通の認識として深めていったほうが、当委員会としてはいいのではないのかなと。その上で、ではどういうふうにしましょうかということの議論があってもいいのかなと思いますので、そこのところは認識を共有したほうがいいのではないのかなと思います。

○委員（下深迫孝二君）

宮内委員がおっしゃっているのは、今も同和の問題だけを特化した形で発言をされていますよね。私が言っているのは、人権というのは、不当な扱いを受けていらっしゃる皆さんのことを申し上げているんです。その中に、例えば同和というものが第1条の中で一番頭に来ていると。これはカットしても私は何も問題はないと思います。条例をつくる中ではですね。差別の中にはこういうものがあるということを入れ込んでするのであれば、何も同和だけの問題ではないんだと。やっぱり今言うように、障害を持つ人たちでも差別を受けたりいろいろなことをしていることも事実であるわけですから、発達障害の子供さんたちとか差別を受けている方たちはたくさんいらっしゃるわけです。性別の問題であるとか出生の問題であるとか、病気の方とか宗教とか国籍とか、書いてあるようにいろいろあるわけですから、それをひっくるめて、何も同和というのは別に入れる必要はないと私は思っているんですよ。そういう意味で、やはりそういう弱い立場のところを立てて条例をつくることに向けてやったらどうでしょうかと思っているんです。ですから、今言われるように、同和の人たちのものを鵜呑みにしてということではないということだけは申し上げておきます。[「分かりました」と言う声あり]

○委員長（松元 深君）

この条例を議提で委員会から出すというのは、今の状態では難しいのかなと思います。あとは議員提案という方法もありますので、それでは今回の結論として、阿多委員が言われましたように、国の調査等もありますので市としても条例をつくらないという方向ではありませぬので、そこら辺を注視しながら、有志で議提を出す方法もあるでしょうから、委員会としてはこの件についてはそういう締めでよろしいでしょうか。

○委員（新橋 実君）

私は、それはそれでいいと思うんですけれども、今、宮内さんが言われたように、私も同和の問題はあまり詳しくないんですけど、以前、隼人のほうでいろいろな問題があったということも話は聴くわけですけども、なかなかその中身までは詳しくないわけですので、そういったことを勉強することも大事ではないかと思うんです。それは一つの問題ですけども、せつかくの総務環境

常任委員会という委員会でもありますので、何かそういうことができるのであれば、そういう機会を設けていただければと思います。

○委員長（松元 深君）

それでは、条例制定については先ほど委員長から申し上げたとおりということですが、人権問題についての調査としては引き続き、総務環境常任委員会で取り組んでいくという結論でよろしいでしょうか。[「はい」と言う声あり] そういう調査でまた委員会でも開きたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時05分」

「再 開 午前11時10分」

△ 霧島市交通災害共済事業について

○委員長（松元 深君）

次に、霧島市交通災害共済事業について、調査を行います。本件については、7月12日行いました所管事務調査において執行部からの説明及び質疑・答弁を受け、継続して調査を行うものです。まず、例えば結論を出すべきか、継続すべきかなど進め方を協議したいと思います。御意見があれば御発言ください。

○委員（下深迫孝二君）

この間の説明では、保険料を払っていない人たち、そして子供たちやいろいろな人たちが免除になっていて運営が厳しいということなんです。例えば、お年寄りの方々を免除にするのであれば、その分を一般財源から入れて存続していくということにならないと。高齢者は免除でしたよね。保険料免除で補償だけは付けると。そして、例えば子供が地元にいる人は対象になると。行政がやっていることは、なんかややこしいわけです。本来は、これに入る人は年間500円の保険料を払っていただいて、その恩恵を受けると。そして小学校の子供さんたちも例えば免除にするのであれば、市がその分を払ってするというものでないと、これは成り立つはずがないんですよ。実際、お年寄りの場合は、保険に入るといっても入れるような保険というのは他にないわけですよ。生命保険などは高くて入れないので、そういうことで傷害保険として年間500円ですから、それを希望される方は払っていただいて、恩恵を受けるという方法に変えていかないと、私はいつまでも成り立たないと思います。

○委員長（松元 深君）

確認しますが、方策3のすべての免除を廃止するという方向で継続すべきという意見でよろしいですか。

○委員（下深迫孝二君）

私はそう思います。

○委員（阿多己清君）

私も免除の部分がすごく気になります。ですので、この部分を無くするか、下深迫委員が言われた内容にプラス、さらに場合によっては廃止という気持ちを出してもいいのかなという思いもしています。制度を見直すというのが大原則なんですけれども、免除対象者の有料化、加入対象者だけが恩恵を受ける制度に変える。又は廃止という線で委員会としては、どうなのかなと思います。

○委員（前島広紀君）

私も理由は阿多委員と一緒に免除の廃止か、この制度の廃止が適切ではないかなと思います。記憶が定かではないんですけども、前に議会で結構議論されたことがあります。そのときの執行部の提案は廃止の方向だったと記憶しています。それで、これは旧国分市時代からの共済制度であるので継続してほしいと議会からの要望で継続になった経緯があったと思います。そういうことも含めて、財源のことを考えると、やはり免除制度の廃止か、全面的な廃止が適切ではないかと思いま

す。

○副委員長（宮内 博君）

7月に議論をしているんですけれど、そのときに執行部のほうからなされた説明を見ると、一般会計の繰入れについては、本事業が共済加入者の共助によるものであるから、一般会計への依存を抑制すべきではないかと考えているとなっているんです。それで、先ほど下深迫委員からありましたように、小中学生それから75歳以上の高齢者の方の免除措置というのが現在あるわけですが、従来は基金と一般会計からの繰入れで、この不足分を賄っていたというようなことでありますが、私は継続をするということであれば、当然、一般会計から繰入れをして措置をするということはないかなと思うんです。加入者だけの負担で、それを賄うというのは、当然、財政上も無理な話でありますので、そこのところはそういう形で改善ができればベストなのかなというふうに思いますけれども、この制度が発足したときから社会情勢も随分変わっているというような状況も勘案するというのであれば、高齢者や小中学生についても500円ではなくても、その半額くらいを負担してもらうというようなことも一考する必要があるのかなと考えます。

○委員（新橋 実君）

小中学生においても自転車に乗れば保険に入らないといけなくなっているわけです。そういう状況で、小学生についても保険を掛けないと、もし事故があった場合は、それで補償をすると。やはり保険は自分で掛けるのがベストだと思います。だから廃止の方向で考えると、どうしても存続するのであれば免除をしないで、500円というのは今の情勢ではどうかなと思いますので、私は廃止のほうが一番いいと思います。

○副委員長（宮内 博君）

廃止という方向で一気に行くのかという点では、考える必要があるのではないかなと思うんですけれど、先ほど申し上げましたように免除制度そのものを継続するのであれば、一般会計からの繰入れをして制度を存続させるということ以外にないのではないかなと思います。ただ、執行部のほうとしては、それを考えていないというふうに言っておりますので、であれば、今、新橋委員からありましたように、免除者にも負担をしてもらうと。私は全額というのではなくて、少しでも軽減措置を取ればと思います。

○委員（下深迫孝二君）

廃止するという事は簡単なんです。やめてしまえばいいわけですから。ただ、今言ったように年寄りの人たちは今さら生命保険に入りたくても入れない。僅かな年金で生活をされている。年間500円で補償を受けられるというのであれば、私は保険料を頂いて継続すべきだろうと。そして、子供さんたちの事故も多いという話もありましたけれども、ちゃんと保険料500円を払っていただいて、限られた補償ですけれども、1年間を補償するというほうが、私はいいのではないかなと思いますよ。そうでないと廃止というのは、極端に言うと弱者を切り捨てるような考え方だと私は思います。

○委員（山田龍治君）

廃止するというのは、すぐ簡単にできることだと思いますので、まず今まであったこの免除措置を解除して、そして、それを周知して、市民の皆さんにこの500円が入ってもらおうと。その中で経過を見て、それでも需要があるのであれば続けていかなければいけない制度でしょうし、免除措置を解除して様子を見てみて、それでも需要がないとなれば廃止という方向で、段階的に分けてもいいのかなと私は思います。

○委員長（松元 深君）

廃止、それから方策3の免除廃止という意見が多いようではありますが、今出たいろいろな意見を付け加えるとして、方策3の全ての免除廃止と結論付けていいのでしょうか。[「全ての免除廃止のみではないのでは」と言う声あり]ここで休憩します。

「休憩 午前11時28分」

「再開 午前11時31分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。執行部へのどのような意見とするか、御意見をお伺いいたします。

○委員（山田龍治君）

方策3の全ての免除廃止という方向で進めていき、市として皆さんに御負担いただいた中で、経過を見ながら、需要がない場合には廃止をしないとイケない。一般財源からの繰入れは、市のほうは考えないということでしたけれども、この制度がある状態では、ある一定のところは一般財源から繰入れしていただきたいという部分と、やはりお年寄り、子供さんたちにも負担が500円というのは重たい部分がございますので、そこを250円とかの措置があればいいじゃないかと思っておりますので、検討することを付け加えていただければと思います。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、今回は方策3の全ての免除廃止という形で、総務環境常任委員会ではとりまとめて、今ありました意見等を付け加えながら、委員長報告を致しますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

この報告をいつするかということですが、本定例会最終日か第4回定例会初日かですが、予算の件もありますので、本定例会最終日に報告をさせていただきたいと思っておりますが、委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。

○委員（下深迫孝二君）

我々が、こういうふうに存続すると言っても、行政がそうするかどうかは分からないということでもいいわけですね。

○委員長（松元 深君）

絶対ということではありません。本委員会の意見としてとりまとめた報告です。次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思っておりますが、何かございませんか。私としては、今回はいろいろ日程が重なっていますので、今まで出したような総務環境常任委員会所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時31分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深